

## 乳児院病虚弱等児童加算費の介護度算定調書の記載要領

### 1. 児童番号について

介護度を判定する定時又は随時の協議日を、西暦の下2桁に続き、判定基準月、児童番号、月齢の順に記入すること。

### 2. 点数について

別添1「乳児院病虚弱等児童加算費の対象児童となる介護度の判定基準点数表」により記入すること。

### 3. 介護度について

上記2の合計の点数を別添2「乳児院病虚弱等児童加算費介護度表」により区分された介護度を記入すること。

### 4. 日常介護について

健常である乳幼児の介助に要する時間とは、当該施設において日常必要とする介助時間数で、食事指導、着替え、入浴・沐浴等について、それぞれ1回当たりの時間を基準として記入し、これに見合う判定対象児童の介助動作についてその所要時間等を記入すること。

### 5. 療育指導・訓練について

脳性麻痺等運動発達の遅れに対する運動機能訓練等を実施している場合や、言語訓練、視機能訓練、行動異常等への個別指導等について、医師の指示に基づき理学療法士、作業療法士等により療育指導・訓練が行われている場合にのみ対象とすること。

したがって、理学療法士、作業療法士等の職員を加配している施設以外は対象としない。

### 6. 処置等介助について

- (1) 処置等介助とは、喘息等で吸入療法が必要であったり、唾液や分泌物が多く吸引が必要、あるいは熱傷や湿疹等の処置、膀胱・直腸障害による排尿・排便障害に対する導尿や摘便などの介助が必要とされた場合に、医師の指示により看護師が行う、療養上の世話、又は診療の補助を行う行為である。

したがって、医師又は保健師・看護師以外の者が行う医療補助業務は対象とならないこと。

- (2) 日常介助の入浴後に引き続き行う皮膚疾患等に対する処置は、その所要時間を入浴と処置等介助とに厳密に区分すること。

### 7. 観察と対応について

先天性心疾患で、チアノーゼ発作等心不全兆候を認めたり、唾液や分泌物が多いため呼吸困難を生じやすく常時観察を必要としたり、けいれん発作を頻回に生じ、窒息等の恐れがあるなど、常時濃厚な観察が必要で、医師の指示により看護師等が医療の補助業務又はこれに代わる行為として観察と対応をすることで、その必要性の理由を記入し、1日当たりの回数を基準とすること。

### 8. 通院介助について

病虚弱児にて易感染傾向を認め、たびたび医療機関を受診する必要があったり、慢性疾患にて定期的に外部の専門医療機関に通院する場合にこれに要する介助業務で、その必要性の理由を記入し、その平均回数を基準とすること。

## 別添 1

### 乳児院病虚弱等児童加算費の対象児童となる介護度の判定基準点数表

乳児院病虚弱等児童加算費の支弁対象なる乳幼児の判定は、次の基準に基づきそれぞれの介助等の区分毎に求められた点数の総点数により判定する。

#### 1. 「日常介助」について

健常である乳幼児の食事指導、着替え、入浴・沐浴等の介助のために要している時間を基準とし、判定対象乳幼児に要するそれぞれの時間を求め、その所要倍率により次の点数とする。

- |                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 判定対象乳幼児に要する時間が、1.5 倍未満のもの        | 0 点 |
| (2) 判定対象乳幼児に要する時間が、1.5 倍以上 2.0 未満のもの | 1 点 |
| (3) 判定対象乳幼児に要する時間が、2.0 倍以上 2.5 未満のもの | 2 点 |
| (4) 判定対象乳幼児に要する時間が、2.5 倍以上のもの        | 3 点 |

例えば、健常である乳幼児について、食事 20 分、着替え 5 分、入浴 10 分とした場合、判定対象乳幼児については、食事 25 分、着替え 8 分、入浴 20 分であれば、その判定対象乳幼児の食事が 1.25 倍、着替えが 1.33 倍、入浴が 2.00 倍となり、その平均は 1.53 倍であるから、その点数は 1 点となる。

ただし、入浴後に行う皮膚疾患等に対する処置等は、処置等介助により判定すること。

#### 2. 「療育指導・訓練」について

病虚弱児等に対して医師等の指示に基づき理学療法士、作業療法士等が行う次に示すような指導・訓練を個別に要した時間の 1 日の総時間数により次の点数とする。

したがって、理学療法士、作業療法士等の職員を加配している施設以外は該当しないこと。

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| (1) 1 日 10 分未満の指導・訓練を要する乳幼児        | 0 点 |
| (2) 1 日 10 分以上 20 分未満の指導・訓練を要する乳幼児 | 1 点 |
| (3) 1 日 20 分以上 30 分未満の指導・訓練を要する乳幼児 | 2 点 |
| (4) 1 日 30 分以上 40 分未満の指導・訓練を要する乳幼児 | 3 点 |
| (5) 1 日 40 分以上 50 分未満の指導・訓練を要する乳幼児 | 4 点 |
| (6) 1 日 50 分以上の指導・訓練を要する乳幼児        | 5 点 |

①運動機能訓練（脳性麻痺等発達障害児に対する機能訓練）

②言語訓練（言語障害児に対する言語発達訓練）

③視機能訓練（視覚障害児に対する視機能発達訓練）

④補聴訓練（聴覚障害児に対する聴覚機能発達訓練）

⑤その他（チック、多動、自閉症等への個別指導・訓練）

### 3. 「処置等介助」について

次に示す疾病等について、医師の指示により看護師等が行う医療処置等で、その処置の開始から終了までに要した時間の1日の総時間数により次の点数とする。

- (1) 1日10分未満の処置等を要する乳幼児 0点
- (2) 1日10分以上20分未満の処置等を要する乳幼児 1点
- (3) 1日20分以上30分未満の処置等を要する乳幼児 2点
- (4) 1日30分以上40分未満の処置等を要する乳幼児 3点
- (5) 1日40分以上50分未満の処置等を要する乳幼児 4点
- (6) 1日50分以上の処置等を要する乳幼児 5点

- ①吸入（ぜんそく乳幼児等について行う処置である）
- ②吸引（唾液等の分泌物が多く、呼吸困難を来すおそれのある乳幼児に行う処置である）
- ③皮膚疾患に対する処置（皮膚疾患の予防・治療として軟膏等を塗るなどの処置である）
- ④外科的創処置（外傷や熱傷に対する消毒や包帯交換）
- ⑤その他（上記以外の医学的処置）

### 4. 「観察と対応」

病虚弱児等、次に示す疾病等に対し医師の指示により看護師等が必要により行う医学的観察行為で、1日当たりの回数を基準として次の点数とする。

- (1) 3回未満の医学的観察行為が必要な乳幼児 0点
- (2) 3回以上5回未満の医学的観察行為が必要な乳幼児 1点
- (3) 5回以上10回未満の医学的観察行為が必要な乳幼児 2点
- (4) 10回以上15回未満の医学的観察行為が必要な乳幼児 3点
- (5) 15回以上20回未満の医学的観察行為が必要な乳幼児 4点
- (6) 20回以上の医学的観察行為が必要な乳幼児 5点

- ①先天性心疾患でチアノーゼ発作等心不全兆候を呈する乳幼児
- ②唾液等の分泌物により気道が閉塞され、呼吸困難を呈する乳幼児
- ③けいれん発作により窒息等のおそれがある乳幼児
- ④その他（多動などに対する観察行為が必要な乳幼児）

### 5. 「通院介助」について

病虚弱児にて易感染傾向を認め、たびたび医療機関を受診する必要があったり、慢性疾患にて定期的に外部の専門医療機関に通院する場合を対象として、その平均回数により次の点数とする。

- (1) 月に2回以下の通院を行う乳幼児 0点
- (2) 月に3回以上週2回未満の通院を行う乳幼児 1点
- (3) 週に2回以上の通院を行う乳幼児 2点

別添2

乳児院病虚弱等児童加算費介護度表

介護度数	判定基準点数	備考
1度	1点	判定基準点数とは、別添1「乳児院病虚弱等児童加算費の対象児童となる介護度の判定基準点数表」の介助等の区分毎に求められた判定基準点数の合計点数で、これに対応する介護度数のより決定する。
2度	2点以上～4点未満	
3度	4点以上～6点未満	
4度	6点以上～8点未満	
5度	8点以上～10点未満	
6度	10点以上～12点未満	
7度	12点以上～14点未満	
8度	14点以上～16点未満	
9度	16点以上～18点未満	
10度	18点以上～20点未満	
11度	20点	

(記載例)

乳児院病虚弱等児童加算費の介護度算定調書

重度のアトピー性皮膚炎

精神発達遅滞

施設名 さゆり園

(西暦下2桁-判定月-児童番号-月齢)

児童番号 98-4-1-10

事 項		食 事	着替え	入浴		合 計		
日 常 介 助	健常である乳幼児の 介助に要する時間 (それぞれ1回を基 準とする)	分 20	分 5	分 10	分	分 35		
	判定対象乳幼児	分 25	分 8	分 20	分	分 53		
	対象児童と健常児比 較倍率(小数点以下 第2位まで)	倍率 1.25	倍率 1.33	倍率 2.00	倍率	—	平均倍率 1.53	点数 1
療育指導・訓練		運動機能訓練	言語訓練	視機能訓練	補聴訓練		合 計	
		回 2	回 1	回	回	回	回 3	
		分 15	分 10	分	分	分	分 25	点数 2
処 置 等 介 助		吸 入	吸 引	皮 膚 疾 患 等 対 ず る 処 置 等	外 科 的 創 処 置		合 計	
		分 10	分	分 15	分	分	分 25	点数 2
観 察 と 対 応 (1日の総数)		(観察の必要性) 精神発達遅滞に伴い、多動等が著しく、観察を要 するため。					回 4	点数 1
通 院 介 助		(通院の必要性) 重度のアトピー性皮膚炎の症状が著しく、週2回 の通院を余儀なくされている。					月 回 週2回	点数 2
介護度数			5 度	合計点数			8 点	